

中央区告示第百六十五号

八十五條の規定に基づき公示します。指定居宅介護支援事業所の指定をしたので、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第

令和八年六月五日

記

中央区長 山本 泰



一	事業者の名称
二	事業所の名称
三	事業所の所在地
四	指定年月日
五	サービスの種類

事業者の名称	■B10■ 合同会社
事業所の名称	ミントケアプラン
事業所の所在地	東京都中央区東日本橋三丁目二番三号
指定年月日	Kiralaビル二階
サービスの種類	令和八年六月一日 居宅介護支援

中央区告示第百六十六号

次に記載の納税義務者に対して送達すべき書類は、送達を受けるべき者の住所地において送達ができなかつたため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の二の規定により告示します。

なお、当該書類は本区総務部税務課において保管し、当該書類の送達を受けるべき者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和八年六月五日

中央区長 山本 泰



- 一 氏名 CHUNG YI
- 二 住所 台湾
- 三 送達すべき書類 地方税法第三百三十一条第六項の規定によりその例によることとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第三百三十一条の規定により交付する書類



市街地再開発組合の事業計画の変更認可に伴う関係図書の縦覧について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき東京都知事から日本橋一丁目中地区市街地再開発組合の事業計画の変更が認可され関係図書の送付があったので、同法第三十八条第二項において準用する同法第十九条第四項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供します。

令和八年六月五日

中央区長 山本 泰人



一 組合の名称 日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

二 施行地区 (地番) 東京都中央区日本橋一丁目五番一から十六まで、六番一、六番十四、六番十五、七番一、七番三から七まで、七番九から十三まで、七番十六から二十二まで、八番一から九まで、九番二から九まで、十番一、十番六、十番十、十番十六、十番十七、十一番一、十一番三から七まで、十一番十から十四まで、十二番一から四まで及び十二番八から十二まで

なお、施行地区となるべき区域内には、道路である公有地（都市計画道路放射第十二号線の一部、都市計画道路放射第二十八号線の一部及び都市計画道路放射第二十八号線に付随する部分、特別区道中日第二十九号線の一部、特別区道中日第二百七十三号線、特別区道中日第二百七十八号線、特別区道中日第二百七十九号線）を含む。

三 縦覧場所 東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部地域整備課（中央区役所本庁舎五階）

四 縦覧期間 都市再開発法第四十五条第六項の規定による組合の解散の公告日又は同法第百条第二項の規定による建築工事の完了の公告日まで

五 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（閉庁日を除く。）